

回 覧											

金 沢 市

近江町消費生活センターだより

編集・発行／金沢市近江町消費生活センター
金沢市人権女性政策推進課

2014年 夏号
7月発行

身に覚えのない架空請求にご注意！

「公的機関を思わせる名称の団体から、利用した覚えがない架空の請求をうけているが、どうしたらよいか」という相談が、全国の消費生活センターへ寄せられています。

相談事例

事例1

国の相談機関の名前に酷似したところから「訴訟告知に関する確認依頼」と書かれたハガキが届いた。ハガキには「契約された当該企業様より料金未払い、もしくは規約違反の疑いが確認立証されたため、管轄簡易裁判所に貴方への訴状申請がなされた」と書かれているが、まったく何のことかわからない。(70歳代 女性)

事例2

「以前契約した訪問販売及び寝具販売業者に対して未納料もしくは契約不履行があり当該会社が裁判所に訴訟を起こした」といった内容のはがきが届いた。全く身に覚えがないが「このまま連絡せずに放置すると裁判所に出廷することになり、給料や財産が差し押さえられることもある」などと書いてあるが連絡するべきだろうか。(80歳代 女性)

アドバイス

- ・〇〇支援センターや〇〇相談センターなど、公的機関を思わせる名称の団体から、はがきや封書、電子メールなどで、身に覚えがない請求を受けたという、いわゆる「架空請求」に関する相談が、全国的に寄せられています。
- ・「訴訟を起こした」「給料や財産を差し押さえる」など、過去に利用した業者に未払いがあったのかと勘違いさせる言葉を並べ、不安にさせる手口です。
- ・「早急に連絡してください」などと書かれていても、絶対に連絡してはいけません。
- ・請求された内容に不明な点があったり、不安を感じたりした場合は、相手には連絡せずに、消費生活センターにご相談ください。

金沢市近江町消費生活センター

相談電話番号 **076-232-0070**

(月曜日～金曜日・第3日曜日 9時～17時)

★困ったことがあれば、一人で悩まず、消費生活センターへ相談してください。